

令和7年4月28日

一般社団法人日本旅行業協会 様
並びに 会員事業者のみなさま

京都府相楽郡和束町
和束町長 馬場 正実

石寺景観展望施設整備に伴う駐車場の利用について

平素は本町の観光施策に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、下記所在地に整備した石寺景観展望施設の駐車場のご利用に際し、ご留意いただきたい事項をお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

記

所在地 京都府相楽郡和束町大字石寺小字野ヶ平5番地の1
施設名称 石寺景観展望施設

ご留意いただきたい事項

- 整備する駐車場には中型バス（道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動車のうち車両総重量が12トン未満かつ全長が9メートル未満のもの）まで駐車可能です。区画は2台分です。
- 中型バスを駐車しようとする場合は、空き状況を確認のうえ、使用日の2ヶ月前～1週間前までに使用許可申請書（別添）を郵送またはメールしてください。
- 使用許可申請書到着後、使用料納付（一回あたり1台2,000円）→納付確認後許可書発行の流れとなります。振込の場合、振込手数料は申請者の負担となります。
- 毎年4月1日～6月30日までは中型バスは駐車できません。
- 利用可能時間は午前9時（入場）～午後4時（退場）とします。
- 現地は、府道木津信楽線から数百メートル入ったところですが、中型バスよりも大きいサイズのバスは府道からの進入はできません。

【添付書類】

- ① 和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例
- ② 和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- ③ 使用許可申請書

問 合 せ	和束町まちづくり応援課
	TEL 0774-78-3002（平日9:00～16:00） e-mail:matidukuri@town.wazuka.lg.jp

和東町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 和東町の生業景観を生かしたまちづくり及び安全快適な観光の推進を図るとともに、災害時の避難場所やコミュニティ広場としても活用することを目的として、和東町石寺景観展望施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和東町石寺景観展望施設
- (2) 位置 和東町大字石寺小字野ヶ平5番地の1

(遵守事項)

第3条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、施設内の秩序を保ち、条例、規則、その他管理者の指示に従わなければならない。

(使用の範囲)

第4条 施設は、次の各号に掲げる用途で使用することができる。

- (1) まちづくりに資する催事等の開催
- (2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号、以下「令」という。）第2条の表に規定する大型自動車のうち車両総重量が12トン未満かつ全長が9メートル未満のもの（以下「中型バス」という。）の駐車
- (3) 令第2条の表に規定する中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに法第2条第1項第11号の2に規定する自転車の駐車
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める用途

(使用の許可)

第5条 前条第1号又は同条第2号に掲げる用途で施設を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、使用が不相当と認めるときは、使用を許可しないことがある。
- 3 町長は、管理上必要があるときは、使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 施設又は施設に附属する設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動に関する使用であると認められたとき。
- (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。

- (6) 施設の目的又は使用の条件に反すると認められたとき。
- (7) 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。
- (8) その他施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(使用料)

第7条 第4条の規定に基づく使用の許可を受けた者のうち、同条第2号に掲げる目的で施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(損害賠償等)

第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設又は附属設備を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(事故及び責任)

第10条 施設内で起きた事故は、管理上の瑕疵がない限り使用者の責任とする。

(施設管理業務の委託)

第11条 町長は、施設管理業務の一部を委託することができる。

(実費の徴収)

第12条 施設の使用に際し電気を使用する場合は、使用電力相当分の実費を納付しなければならない。ただし、町長が公益上その他特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 施設の管理運営その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 使用の許可その他施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第6条関係)

区分	単位	金額
中型バスの駐車	1回	2,000円

和東町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和東町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例（令和7年条例第9号 以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(施設の供用時間等)

第2条 施設の供用時間は、午前0時から午後12時までとし、休業日は設けない。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条第2号の使用は毎年1月1日から3月31日まで及び7月1日から12月31日までとする。

(使用の手続き)

第3条 条例第5条第1項の規定により施設の使用許可を受けようとする者は、使用日の2月前から使用日の1週間前までに、石寺景観展望施設使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 町長は、前条の規定により石寺景観展望施設（以下「施設」という。）の使用を許可したときは、申請者に対し石寺景観展望施設使用許可証（様式第2号、以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、施設の使用期間中、許可証を周囲から目視できるように明示しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 条例第7条に規定する使用料は、第4条の規定により許可証の交付を受ける際に納付するものとする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、納付期限を変更することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は原則として還付しない。ただし、使用者の責によらない事由で施設を使用できないときその他町長が特に必要と認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第7条 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者の利用を妨げること。
- (2) 施設、設備又は他の利用者の車両を汚損し、又は損傷し、若しくは滅失すること。
- (3) 町長の承認を得ずに施設内において物品の販売その他商行為を行うこと。
- (4) 町長の承認を得ずに火器を使用すること。
- (5) みだりに騒音を発すること。
- (6) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車のうち車両総重量12トン以上又は全長9メートル以上のものを駐車すること。
- (7) 前各号のほか、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

石寺景観展望施設使用許可申請書

和東町長 様

申請者 住 所
〔 氏 名 〕
〔 団 体 名 〕
責任者
電 話

印

下記のとおり石寺景観展望施設を使用したいので、許可くださるよう申請します。
なお、使用に際しては、石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則並びに使用条件を遵守し、施設管理者の指示に従います。

記

使用日時	年 月 日 自 時 分 至 時 分
使用目的	1. まちづくりに資する催事等の開催 2. 中型バス*の駐車 (台)
使用施設	駐車場 遊歩道 トイレ 電源
特記事項	催事・旅行の概要、使用人数、車両情報（車種、バス会社名、ナンバー等）を記入してください。

※ 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する大型自動車のうち車両総重量 12 トン未満又は全長 9 メートル未満のもの

(裏面)

石寺景観展望施設の使用について

(使用の手続き)

1. 次に掲げる目的で石寺景観展望施設を使用しようとする者は、使用日の2月前から使用日の1週間前までに本申請書を提出し、許可を得てください。
 - (1) まちづくりに資する催事等の開催
 - (2) 中型バス（車両総重量12トン未満かつ全長9メートル未満のもの）の駐車

(使用料の納付)

2. 使用料は許可証の交付を受ける際に納付してください。原則として還付しません。

(遵守事項)

3. 施設の利用者は、施設内の秩序を保ち、条例、規則、その他管理者の指示に従わなければなりません。

(使用の制限等)

4. 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限する場合があります。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは公益を害するおそれがあると認められたとき。
 - (2) 施設又は施設に附属する設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。
 - (3) 営利を目的として使用するとき、又はそのおそれがあると認められたとき。
 - (4) 政治的又は宗教的活動に関する使用であると認められたとき。
 - (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
 - (6) 施設の目的又は使用の条件に反すると認められたとき。
 - (7) 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。
 - (8) その他施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(禁止行為)

5. 施設内では次に掲げる行為を禁止します。
 - (1) 他の利用者の利用を妨げること。
 - (2) 施設、設備又は他の利用者の車両を汚損、損傷、滅失すること。
 - (3) 町長の承認を得ずに施設内において物品の販売その他商行為を行うこと。
 - (4) 町長の承認を得ずに火器を使用すること。
 - (5) みだりに騒音を発すること。
 - (6) 大型自動車（車両総重量12トン以上又は全長9メートル以上のもの）を駐車すること。
 - (7) その他、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為。

(損害賠償等)

6. 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設や附属設備を汚損、損傷、滅失したときは、直ちに原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければなりません。

(事故及び責任)

7. 施設内で起きた事故は、管理上の瑕疵がない限り利用者の責任となります。

年 月 日

石寺景観展望施設使用許可申請書

和東町長 様

申請者 住 所
〔 氏 名 〕
〔 団 体 名 〕
責任者
電 話

印

下記のとおり石寺景観展望施設を使用したいので、許可くださるよう申請します。
なお、使用に際しては、石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則並びに使用条件を遵守し、施設管理者の指示に従います。

記

使用日時	年 月 日 自 時 分 至 時 分
使用目的	1. まちづくりに資する催事等の開催 2. 中型バス*の駐車 (台)
使用施設	駐車場 遊歩道 トイレ 電源
特記事項	催事・旅行の概要、使用人数、車両情報（車種、バス会社名、ナンバー等）を記入してください。

※ 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する大型自動車のうち車両総重量 12 トン未満又は全長 9 メートル未満のもの

(裏面)

石寺景観展望施設の使用について

(使用の手続き)

1. 次に掲げる目的で石寺景観展望施設を使用しようとする者は、使用日の2月前から使用日の1週間前までに本申請書を提出し、許可を得てください。

- (1) まちづくりに資する催事等の開催
- (2) 中型バス（車両総重量12トン未満かつ全長9メートル未満のもの）の駐車

(使用料の納付)

2. 使用料は許可証の交付を受ける際に納付してください。原則として還付しません。

(遵守事項)

3. 施設の利用者は、施設内の秩序を保ち、条例、規則、その他管理者の指示に従わなければなりません。

(使用の制限等)

4. 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限する場合があります。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 施設又は施設に附属する設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動に関する使用であると認められたとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (6) 施設の目的又は使用の条件に反すると認められたとき。
- (7) 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。
- (8) その他施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(禁止行為)

5. 施設内では次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 他の利用者の利用を妨げること。
- (2) 施設、設備又は他の利用者の車両を汚損、損傷、滅失すること。
- (3) 町長の承認を得ずに施設内において物品の販売その他商行為を行うこと。
- (4) 町長の承認を得ずに火器を使用すること。
- (5) みだりに騒音を発すること。
- (6) 大型自動車（車両総重量12トン以上又は全長9メートル以上のもの）を駐車すること。
- (7) その他、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為。

(損害賠償等)

6. 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設や附属設備を汚損、損傷、滅失したときは、直ちに原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければなりません。

(事故及び責任)

7. 施設内で起きた事故は、管理上の瑕疵がない限り利用者の責任となります。